別記様式第１号（第４条関係）

鹿児島大学水産学部食品生命科学実習工場 （ □ 施設，□ 設備 ）使用許可願

　　　　年　　月　　日

鹿児島大学水産学部

食品生命科学実習工場　管理責任者　殿

所属機関名：

住　　所　：〒

電話番号 ：

緊急連絡先（携帯） ：

メールアドレス：

使用責任者 職・氏名：

下記のとおり、鹿児島大学水産学部食品生命科学実習工場を使用したいので許可願います。

なお、使用にあたっては、鹿児島大学水産学部食品生命科学実習工場使用規則（令和３年水規則第４号）を遵守し、貴学職員の指示に反しないことを確約いたします。

記

１． 使用目的：

２．使用人数：　　　　　名（別紙名簿を添付のこと）

３．使用する施設等

　□　施設

|  |
| --- |
| 使　用　日　時 |
| 自　　　　　　年　　　月　　　日　　　時  至　　　　　　年　　　月　　　日　　　時 |
| 自　　　　　　年　　　月　　　日　　　時  至　　　　　　年　　　月　　　日　　　時 |
| 自　　　　　　年　　　月　　　日　　　時  至　　　　　　年　　　月　　　日　　　時 |

　□　設備

|  |  |
| --- | --- |
| 燻煙装置 | 使用時間（　　　　　　時間） |
| レトルト装置 | 使用時間（　　　　　　時間） |
| 二重釜 | 使用時間（　　　　　　時間） |

４．その他

　（１）本学教職員に使用状況を確認のうえ、記入してください。

　（２）使用責任者を学生とすることは認められません。

　（３）施設及び設備使用中の事故について、本学では一切責任を負いかねますので予めご承知のうえ願い出てください。

※本許可願に記載されている個人情報は、使用関係業務以外での使用はいたしません。

（様式１）

**使　用　者　名　簿**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 氏名 | 所属機関（学部等） | 職名（学年） | 性別 |
| 1 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |

別記様式第２号（第５条関係）

　年　　月　　日

鹿児島大学水産学部食品生命科学実習工場使用許可書

（使用を許可する者の住所）

（使用を許可する者の氏名）　　　　　　　　　　　　殿

鹿児島大学水産学部

食品生命科学実習工場 管理責任者

　　　　年　　月　　日付け願い出のあった鹿児島大学水産学部食品生命科学実習工場の使用については、下記条件を付して許可する。

記

（対 象）

第１条　使用を許可する内容は、次のとおりとする。

使用目的

　　　　　使用人数 名

　　　　　使用日時 年　 月 　日　 時　 分～　 　年　 月 　日　 時 　分

　　　　　使用設備 □燻煙装置 時間

□レトルト装置 時間

□二重釜 時間

（用 途）

第２条　使用を許可する者（以下「使用者」という。）は、上記の物件を願い出の使用目的の以外に供してはならない。

（使用料金）

第３条　使用料は、　　　　　円（うち消費税及び地方消費税相当額　　　　　円を含む。）とし、国立大学法人鹿児島大学（以下「本学」という。）の発行する振込依頼書により、指定する期日までに指定口座に振り込まなければならない。

（使用料の改定）

第４条　使用料は、経済情勢の変動、その他の事情の変化により改定することがある。

（管理義務等）

第５条　使用者は、許可された物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

２　前項の維持管理のために通常必要とする修繕費その他の経費は、すべて使用者の負担とする。

（使用上の制限）

第６条　使用者は、許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

２　使用者は、許可された物件について、修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって管理責任者の承認を受けなければならない。

（取消又は変更）

第７条　管理責任者は次の各号の１に該当するときは、許可の取消又は変更をすることがある。

　(1)使用者が鹿児島大学水産学部食品生命科学実習工場使用規則（令和３年水規則第４号）及び本許可書の条件に反したとき。

　(2)鹿児島大学水産学部において特別に使用の必要が生じたとき。

　(3)使用者が施設、設備等の使用に支障を及ぼす行為をしたとき。

　(4)天候、災害、事故、感染症の発生予防及び蔓延防止並びにその他やむを得ない事由により、本学が使用させることができなくなったとき。

（反社会的勢力の排除）

第８条　使用者又は本許可書の許可内容を使用する関係者が、次の各号の１に該当するときは、使用者に対して催告することなく本許可を取消できる。また、使用者が本条項に基づき許可を取消されても、本学は損害賠償責任を一切負わない。

　(1)暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その他反社会的勢力、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者である場合(以下、暴力団等)

　(2)使用者又は第三者を利用して、本学に対して、業務を妨害した場合、妨害する恐れのある行為をした場合、暴力的行為・詐術・脅迫的言動を用いるなどした場合、名誉・信用等を毀損した場合、毀損する恐れのある行為をした場合、使用者自身や、その関係者が暴力団等である旨を関係者に認知させる恐れのある言動、態様をした場合

（原状回復）

第９条　使用者は、許可した期間が満了したとき、又は管理責任者が許可を取消したときは、自己の負担により指定する期日までに、当該物件を原状に復して返還しなければならない。ただし、管理責任者が特に認めたときは、この限りでない。

２　使用者が前項の原状回復義務を履行しないときは、管理責任者は、使用者に代わり原状回復を行い、その経費を求償することができる。この場合、使用者は、何等の異議を申し立てることができない。

（損害賠償）

第10条　使用者は、その責に帰する事由により許可された物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。ただし、前条の規定により許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

２　前項に掲げる場合のほか、使用者は、本許可書の条件に反したことにより本学に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

３　第７条第２号及び第３号にて使用を取消又は変更したことにより使用者に生じた損害について、本学は一切の賠償責任を負わない。

（有益費等の請求権の否認）

第11条　使用者は、許可された物件の許可が取消された場合には、当該物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、本学にその費用等の償還を請求できない。

（実地調査等）

第12条　管理責任者は、許可した物件について随時実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持管理に関し指示することができる。

（疑義の決定）

第13条　本許可書の条件に関し疑義のあるとき、その他許可した物件の使用について疑義が生じたときは、すべて管理責任者の決定するところによるものとする。